

児童虐待対策の推進について（28年度の主な取組）

「横浜市子供を虐待から守る条例」を踏まえ推進する8つの対策

－対策1－ 支援策の充実

区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

－対策2－ 体制の整備・強化

支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

－対策3－ 組織的対応の強化

「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

－対策4－ 人材育成

区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

28年度の主な取組

- 虐待の発生予防のため妊娠期からの支援
 - 「にんしんSOSヨコハマ」の運営
 - 妊娠の届出の際の看護職による面談の実施
 - 産後うつへの早期発見・早期支援に向けた啓発や支援者への研修の実施
 - 第一子への新生児訪問・妊産婦訪問の実施
 - 産後母子ケア事業の実施
 - 育児支援家庭訪問、養育支援家庭訪問の実施
 - 産前産後ヘルパー派遣事業の実施
 - 母子生活支援施設緊急一時保護事業妊娠中期モデル事業の実施
- 虐待からの回復や再発防止のための、家族再統合支援におけるプログラム内容の充実
- 被虐待児の保育所等への優先利用、見守りの強化

- 4児童相談所に相談指導担当係長を2人体制とし、虐待通告に迅速に対応するとともに、区への専門的な助言・指導を強化
- 児童相談所に児童福祉司を6人増員し、初期対応後の継続的な支援、社会的養護に関する支援を充実
- 小学校への児童支援専任教諭の配置
(全小学校 341校)
- スクールソーシャルワーカーの配置
(学校教育事務所 計18人)
※専門性の向上のため、「統括スクールソーシャルワーカー」を配置
(教育委員会事務局 1名)
- 学校へのカウンセラー配置
(全小中高へ配置、小中一貫型配置136ブロックへ拡充)

- 連携強化指針に基づく区と児童相談所の業務標準化・支援の水準の向上のための実地指導の継続
- 区と児童相談所による、3か月毎の要保護児童等進行管理会議の徹底
- 要保護児童等進行管理台帳システムを活用による区と児童相談所の支援状況の管理
- 虐待対応調整チーム担当係長会議・担当者会議の開催による、区の対応力強化
- 「よこはま子ども虐待ホットライン」に入る子育て相談等の区への速やかな情報提供による未然防止や重篤化防止の取組

- 区と児童相談所の対応力向上のための研修実施
 - 区と児童相談所の双方向での実地研修
 - 児童精神科医のコンサルテーション事業
 - 子どもの虹情報研修センター「人材育成モデル研究」の活用による研修
 - 性的虐待対応、司法対応、臨検・捜索、医療対応等の専門研修
- 学校の専任教諭、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーへの虐待に係る研修の実施
- 地域や関係機関職員向けに児童虐待研修を実施
- 保育施設等への虐待に関する研修の実施

－対策5－ 関係機関相互の連携強化

要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

－対策6－ 社会的養護の推進

児童養護施設の新規整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

－対策7－ 広報啓発の強化

支援を必要とする保護者に向けた啓発の取り組みや、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

－対策8－ 地域子育て支援の推進

育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します。

28年度の主な取組

- 要保護児童対策地域協議会の充実
 - 区実務者会議の開催
 - 個別ケース検討会議の開催
 - 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク会議の開催
- 「児童虐待（防止）連絡票」による学校と区及び児童相談所との連携
- 児童相談所・警察・検察の協働による「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組」の実施に向けた調整
- 精神科医療機関への広報啓発の実施

- 施設整備
 - 児童養護施設1か所の新設工事実施
 - 児童養護施設1か所の再整備工事実施
 - 乳児院1か所の再整備工事実施
- 横浜型児童家庭支援センターの新規開設
(2か所)
- 里親の増加に向けた取組
 - 地域での里親制度説明会の開催
 - 各種イベントでの広報啓発
- ファミリーホーム・自立援助ホームの新規開設
(各1か所)
- 「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」の推進
- 施設入所児の退所に向けた家族再統合支援の推進

- 保護者に対して子育ての知識、相談先、社会資源などを伝え、社会的孤立を防止するための働きかけを検討（リーフレット等の作成、啓発内容の検討など）
- 各区、各地域の状況に応じた、身近な地域での幅広い広報・啓発の実施
- 毎月5日の「子供虐待防止推進の日」を踏まえた広報・啓発の実施（各区での取組、市営地下鉄のLED広告等）
- 11月の「児童虐待防止推進月間」を中心とした全市的な広報・啓発の実施（各区での取組、オレンジリボンたすきリレー等）

- いつでも親子が安心して過ごし交流できる居場所の提供
 - 地域子育て支援拠点サテライトの設置
(新規1か所)
 - 親と子のつどいの広場の整備
(新規3か所)
- 子育て家庭からの個別相談と地域連携の強化のための「横浜子育てパートナー」を地域子育て支援拠点に配置
(18か所)
- 生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問する、こんにちは赤ちゃん訪問の実施
- 放課後3事業のスタッフに向けた専門家による研修、福祉関係機関との会議など、児童虐待防止に対する理解を深め、見守りを強化